

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格

著者	越後 和典
雑誌名	関西大学経済論集
巻	7
号	3
ページ	272-292
発行年	1957-06-01
その他のタイトル	Fundamental Character of American Anti-trust Policy
URL	http://hdl.handle.net/10112/15661

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格

越 後 和 典

目 次

- 一、問題の所在
- 二、反トラスト政策の判例的展開
- 三、シャーマン法の論理構造
- 四、反トラスト政策の社会的基礎
- 五、反トラスト政策の現段階的意義
- 六、結 び

一、問題の所在

アメリカにおける反トラスト政策は、その本格的確立を告げるシャーマン法の制定以来、実に七〇年に近い星霜を閲しているのであるが、この政策の一つの中心的目标をなしてきた独占企業の排除——解体という点については、その成果はどのように

これを寛大に評価するとしても、余りにも貧困であつたことを否定することはできない。現に存在する同国の巨大企業のほとんどすべてが、シャーマン法成立以後に出現しているという一事をもつてしても、このことは明白である。また学界においてもこの独占企業排除対策の無力ということは、その論者の立場のいかんを問わず、殆んど等しく承認されている定説であるといつても過言ではない。⁽²⁾

反トラスト政策が、アメリカにおける資本主義の発展に即応しつつ、その目標においてより高次なものとなり、その範囲において大きな変化を遂げてきたことは事実であるとしても、その基本的理念は変つていない。それは独占及び独占にいたる諸契機を除き、企業者に自由競争の場を与え、もつて競争資本主

義の長所を發揮せしめようとするところにある。それゆえ、その根本の理念は独占がすでに経済の基礎をなしている段階において、いわば独占資本主義の基礎に対し、政策によつて改良主義的改変を試みようとするものであるとみることもできよう。

この点に着目するならば、その政策が理念通りの効果をおさめることができなかつたことは決して偶然ではなく、むしろわれわれはそこに動かし難い資本の運動法則を確認することができ

る。従つて「反トラスト政策が果して独占企業の排除に実効性をもちえたかどうか」といつた観点から、この政策をとり上げるかぎり、結論はすでに与えられているといわざるをえず、問題は具体的事実にくしくしてこれを詳細にあとづけること、極言すればとりあつかい方の精密化の点に集約されるということができるのである。

本稿はこのような立場からこの政策をとり上げようとするものではない。本稿が問題にしようとすることは、この政策が独占企業の排除という点において極めて無力であつたにもかかわらず、七〇年に近い星霜を経て今日なお生き続けているという、その長い生命力の根源についてである。

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

ヨーロッパの資本主義国においても、第一次大戦までは独占化を阻止する努力が払われてきたが、アメリカのように積極的ではなかつた。たとえばイギリスではモン・ローにより取引制限の禁止がなされたが、反独占の積極的立法は存在しなかつたのである。しかも第一次大戦後は経済力の集中・独占を是認する傾向が生じてきた。同国のトラスト委員会の報告のごときはその著例である。ドイツにいたつては、つとに独占が是認され、一九二三年の経済力濫用禁止令を例外として、カルテルがむしろ奨励・助長されてきたことは周知の通りである。

のみならずアメリカとともに高度の独占段階に到達したドイツが、常に社会化問題を日程に上げ、これと真剣にとり組んできたし、また独占度の比較的ゆるやかなイギリスにおいても社会化が進行したの⁽⁴⁾に対し、アメリカでは独占体を社会化すべしとの思想や運動は發展せず、かえつてそうした思想が全体主義に發展し、人間の自由が失われると警戒され、反トラスト政策の根本の理念である自由競争が高調され、自由企業体制の優越性が論理を超越して確信されているかにみえるのである。ガルブレイスは「競争はアメリカにおいては単なる技術的概念以上のものであり、すべてよきものの象徴である。アメリカ人は古

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

八六

典型的な意味での純粹な競争制度のもとには生きていないが、それにもかかわらず、つねにその前に敬虔な祈をささげている⁽⁵⁾と皮肉な調子で述べている。反トラスト法はその欠陥がいかに明白であり、その勝利がいかに空虚なものであつたとしても、「あまねく全天を覆いこめる一つの遍在であつた」というホルメス判事の言葉は、まことにいいえて妙であるといわねばならぬ。

このように独占企業排除対策としては無力であるべき反トラスト政策の、政策理念が讚美され、その政策基調が維持されているという特殊アメリカ的現実をいかに理解すべきか、ここに一つの問題があるように思う。

ここではこの問題に接近するための一つの手がかりをひかむために、まず反トラスト政策の内部構造の究明から出発したいと考える。なお反トラスト政策はトラストに対する法的規制の形態をとり、その実施は裁判所による判決という形をとるから、そのためには、さらに反トラスト法そのものと、その判例的展開についての概括的表象をえておく必要がある。⁽⁷⁾

註(1) 後藤誉之助「アメリカ経済繁栄の構造」二二〇頁。

「歴史の動きは皮肉なものだ……主要な反トラスト立法が施行された直後にかえつて企業合同の数が増加しつゝだ」。

(2) *Bonbright and means, The Holding Company*, P. 78. 「アメリカの反トラスト立法の歴史は、わが国の法律が有力な実業家の目的と相衝突するときは、その衝突は結局、後者に有利なように解決をれてしまつたのだ、と、どうもことを如実に示している……」。また、タルキスターの立場から *Monthly Rev.* 1949, Nov. のヒューバーマンの説をみよ。なおこの問題を論じている文献として左記をあげる。

E. Jones, *The Trust Problem in The U.S.*, P. P. 49—98, 563.; *Watkins, Industrial Combination and Public Policy*, P. P. 253—73, 289—91.; *Burns, The Decline of Competition*; *Watkins, Business and Law (Reading in the Social Control of Industry, P. 48 et seq.)*; *Mason, Monopoly in Law and Economics (Reading in the Social Control of Industry, P. 25, 28—9, 37—41, 44—7)*.

(3) 反トラスト政策は当初の自由競争維持から自由企業体制擁護へとその目標が高次なものとなつてゐる。

(4) 詳細については阿部源一「社会化発展史論」を参照せよ。

(5) *Galbraith, American Capitalism*, P. 99.

(9) W. E. Rappard, *Supériorité économique des Etats-Unis*? 訳本・一四七頁。

(7) 反トラスト政策の重点はもちろん、法解釈にのみ限られるわけではない。違反者をてきはつする検事総長を長とする司法省の法の目的に対する理解と態度、及びこれを支配する大統領の基本的政策。また法運用のための資金及び人員を与え、必要な補充立法を行う議会の態度も重要であり、これらを総合して反トラスト政策を考えねばならぬことは言を俟たない。しかしここでは問題取扱いの便宜上、法解釈の点に限定して、論を進める。

二、反トラスト政策の判例的展開

反トラスト法令は極めて数が多いが、そのうちシャーマン法が中心をなし、クレイトン法及び連邦取引委員会法がこれを補充する地位にあり、以上の三法が法源をなしている。シャーマン法は実体規定としてはわずかに二条からなり、第一条で取引の制限を禁止し、第二条で独占することを禁じている。⁽⁹⁾

ところで注目すべきは、第一にシャーマン法以後の反トラスト立法は、第二条の独占することの禁止についてよりも、第一条の取引の制限に重点をおき、反トラスト法体系が全体として

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

反独占法というよりも、むしろ競争方法の規制法といった性格をもつにいたつたこと⁽¹⁰⁾、第二にこれと関連して、判例理論上、第一条の取引制限行為については、法の適用は厳格をきわめ、価格・生産量・市場等についての協定、つまり緩い結合

(*loose combinations*) は当然に違法 (*illegal per se*) とされてきたのに対し、第二条の独占禁止、つまりトラスト、持株会社等の形態における固い結合 (*close consolidations*) については、正常な方法で企業規模を拡大する行為は違法ではなく、また獲得された規模はそれがいかに巨大であつても、不公正な競争抑圧の手段として利用されない限り違法ではない、といういわゆる条理の原則 (*rule of reason*) が導入され、法適用がいちじるしく緩和されてきたこと、これである。

この第一条と第二条に関する法適用の緩嚴の相違は、反トラスト政策全史を一貫してみられる基本的特徴である。⁽¹¹⁾ いまこの点に関しごく簡単に検討するに、まず前者に対する判例について。

(一) *Trans-missouri Freight Association v. U. S.*, 166 U. S., 1290 (1897) 運賃協定に対する訴訟である本件において判決は「シャーマン法第一条は、取引を制限するあらゆる契約を

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

八八

違法とする。その制限が妥当であると、不当であるとを問わなう」とした。

〔一〕 U. S. v. Addyston Pipe & Steel Co., 85 Fed. 271 (1899)
 販路協定に対する本件においてタフト判事は「コモン・ローが合法と認められた取引制限契約は単に附帯的 (ancillary) たるにとどまり、主たる目的たる契約の合法的効果を保証する場合にのみ許される。その度をこえるものや、主たる目的が取引制限自体であるときは違法である」とし、条理の原則の導入を否認した。

〔二〕 U. S. v. Trenton Potteries Co., 373 U. S. 392 (1927)
 本件において価格協定の違法を論じ、ストーン判事は「すべての価格協定の目的及び結果は、その効果があれば競争の一つの形の排除である。妥当に行使されようとしまいと、価格を決定する力は市場を統制する力と、掠奪的かつ不当な価格をつくる力とを含む。今日設定される妥当な価格も、経済及び事業の変動によつて、明日の不当な価格となるかもしれない」と述べ、不当な力の行使―行為ではなく、その行為の潜在的可能性―状態を重視し、条理の原則の導入を拒否した。

〔三〕 U. S. v. Socony-Vacuum Oil, Inc., 310 U. S. 150 (1940).

本件においても「四〇年以上、当裁判所は例外なくシャーマン法下における価格協定は当然に違法であり、その協定によつて避けようとしてある競争の害悪を示すことは、何等抗弁として役立つものではない、との原則を固持してきた」、
 「価格協定は経済の中核組織に対する現実的・潜在的脅威のゆえにすべて禁止される」と述べた。

これらの判例とはまさに対照的に、第一条の独占禁止については、シャーマン法制定当時、民衆に対する害悪の顕著であつたトラストに対し、同法は最初から全く適用されなかつた。すなわち初めて大トラストに対し提起されたウイスキー・トラストに対する訴訟は手続上の理由で敗訴し、初めて最高裁判所までいつた一八九五年のナイト事件も検事側の惨敗に終つた。⁽¹²⁾

ナイト事件は当時砂糖国内生産高の九八%を支配するニュー・ジャーシ州設立の砂糖トラストに対する訴訟であつたが、「生産の規律は州の権限に属し、連邦にその権限がない」との理由によつて棄却されたのである。ちなみに、この判決によつて産業界では産業のコンビネーションには同法の適用をうけない、という確信をうけたこと、そして同法はかえつて本来の目的とは関係のない、労働組合に対し適用されたことは止目に値

する。⁽¹³⁾

のみならず同法が見逃したトラスト（厳密な意味での）がモン・ロー上違法とされ、その対策として再編された持株会社形態の独占に対しても、同法は一九〇四年のナージン・セキユリティーズ事件を唯一の例外とし、⁽¹⁴⁾ 実に一九一一年のスタンダード・オイル事件にいたるまで全く適用されることがなかつたのである。しかも注目すべきは、同法がスタンダード・オイルという石油独占企業に初めて適用されたまさにその時に、かの条理の原則が導入され、以後独占体に対する法の適用が骨抜きにされるにいたつたことである。

ちなみにスタンダード・オイル事件に導入された条理の原則は、首席判事ホワイトによつて次のごとく述べられた。⁽¹⁵⁾ 「取引制限なる語は、モン・ロー上、不当に競争を制限し、もしくは不当に取引の正常な経路を妨げることによつて、公共の利益を侵害すべく行われるか、またはその固有の性質、もしくは影響のゆえに、有害に取引を制限する行為・契約・協定・結合を意味し、現にシャーマン法のこの語も単に同様の意味をもつことを意図したものである。自由な取引を妨げたり、価格をつり上げたりして公共の利益を害したり、個人の権利を制限したり

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

することを目的とする契約、または行為を法は禁じるのであつて、穏当な方法をもつて自己の利益を増進したり、または営業を發展せしめるための行為または契約を禁じるものではない。この見地から論じるにスタンダード・オイルの石油産業支配は正常な事業發展の結果として得られたものではなく、トラストや持株会社のごとき、産業支配の目的のために新たに案出された結合手段によつて達成されたものであり、そこに他人を取引から排除し、産業支配を維持せんとする意図と目的の一応の推定が可能となる。そしてこの独占と取引制限の意図と目的は、スタンダード・オイルがトラスト形成の前後にわたり採用した運賃差別・価格切下げ・市場分割等の不公正な手段によつてこれを確認することができる」（傍点引用者）。

この判決のもつ重要な意義は、シャーマン法第二条の「独占すること」の違法性の基準を、その企業のもつている規模または力の存在という点ではなく、その規模の獲得の方法、力の行使の意図に認められた点にある。

かくて導入された条理の原則は、同年のアメリカ・タバコ事件⁽¹⁶⁾、デュポン事件⁽¹⁷⁾にも適用され、これら持株会社は、スタンダード・オイルの場合と同様に、その規模の巨大さのゆえには

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

九〇

なく、不公正競争の理由をもつて解散を命ぜられたが、その後
の製靴機トラスト事件⁽¹⁸⁾、U・S スチール事件⁽¹⁹⁾にいたつては不公
正競争手段欠如のゆえに、反トラスト訴訟は失敗に帰したので
あつた。とりわけこの国の金融資本確立の「指標」とされる典型
的持株会社たるU・S スチールに対し、この条理の原則は「法
は単なる規模、あるいは行使されない力の存在を違法とせず、
かつ独占の期待ではなくその実現、すなわち独占の明白な行為
を禁止する」として全面的に導入され、かつて全国の八割に上
つた同社の鉄鋼生産高も五割に減じており、独占は実現されな
かつたこと、価格協定やゲリー・ディナーのごとき不公正競争
方法は訴の当時中止されていたことを理由に、訴は棄却された
のであつた。

かかる傾向は一九二七年における国際農機会社事件⁽²⁰⁾にも看取
されるし、さらに反トラスト政策の新展開と称せられる後期ニ
ュー・ディール、及び第二次大戦中の一時的中断を経て今日に
及ぶ戦後の新判例を一貫して認められるところである⁽²¹⁾。

このようにみてくると、反トラスト政策における独占企業の
排除対策の非力さといふことは、「固い結合」に対する反トラ
スト法適用上における条理の原則の導入という形をとりつて最も

明確かつ具体的に現われているといえるのである。この意味に
おいて反トラスト政策の性格規定の問題は、条理の原則の究明
といふ問題におきかえてこれを行うのが最も合理的であり、か
つ便利であると考へる。これがためには、まず反トラスト法の
論理構造と条理の原則との關係について一言しておく必要を感
じぬ。

註(18) Sherman Act 1890, Wilson Tariff Act 1894, Clayton
Act 1914, Federal Trade Commission Act 1914, Un-
fair Competition Act 1916, Federal Water Power Act
1920, Packers and Stockyards Act 1921, Commodity
Exchange Act 1922, Unfair Practices in Imports
Act 1930, Fourth Deficiency Act 1933, Communi-
cation Act 1934, Public Utility Act 1935, Merchan-
dant Marine Act 1936, Robinson-Patman Act 1936,
Wool Products Labeling Act 1939, etc.

(19) "Sec. 1. Every contract, combination in the form
of trust or otherwise, or conspiracy, in restraint of
trade or commerce among the several States or
with foreign nations, is hereby declared to be ille-
gal". "Sec. 2. Every person who shall monopolize,
or combine or conspire with any other person or
persons to monopolize any part of the trade or co-

hinderce among the several States, or with foreign nations, shall be deemed Guilty…….”

- (10) Mason, *ibid.*
 (11) 詳細については抽稿「反トラスト政策と条理の原則」経済論叢第七五巻・第三号所載を参照されたい。
 (12) U. S. v. E. C. Knight. (1895).
 (13) Debs Case (1895), Loewe v. Lowler. (1908).
 (14) Northern Securities Co. v. U. S. (1904). その詳細については抽稿「アメリカ金融資本形成の「過程」」経済論叢第七四巻・第一号所載を参照されたい。
 (15) Standard Oil Co. v. U. S., 221. U. S. 1. (1911).
 (16) U. S. v. American Tobacco Co., 221. U. S. 106 (1911).
 (17) U. S. v. Du Pont de Nemours, E. I., 188. Fed. 127. (1911).
 (18) U. S. v. United Machinery Co. (1918).
 (19) U. S. v. U. S. Steel Corp. 251. U. S. (1920).
 (20) U. S. v. International Harvester Co., 274. U. S. 693. (1927).
 (21) 抽稿「反トラスト政策と条理の原則」参照。

三、シャーマン法の論理構造

すでに述べたごとくシャーマン法は二つの実体規定を有する

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

が、これを統一する基本理念は自由競争の維持におかれ、両規定はこの理念達成のための条件として地位づけられる。⁽²²⁾

ところで理念とその達成条件との間には一見極めて明白な矛盾が存在する。何となればレビットも指摘するように、自由競争は必然的に経済力の集中・独占を生む。しかるに自由競争の維持を眼目としながらその必然的所産を禁じることが、原因を好ましいとしながら、その結果を罰することにほかならないからである。

それゆえ、理念とその達成条件との間に矛盾がないといいうるためには、自由競争→集中・独占の周知の公式論とは別の原理が前提されていなければならぬ筈である。そしてシャーマン法はまさに「かかる公式論とは別の原理の上に形成されたもの」なのである。

シャーマン法は自由競争→集中・独占の公式論の立場からは論理的矛盾と考えられるところのものをあらかじめ意識して制定されたものではない。当時の経済思想によれば自由競争経済はいわば自然法則であり、トラストによる独占は自由競争を作為的に妨げることによって巨利を博せうとする個人的な不当行為 (wrongful act) にほかならぬと考えられていた。⁽²⁴⁾

この意味において独占は資本制経済の必然の所産ではなく、いわば「容易に治療の可能な皮膚病」⁽²⁵⁾程度に考えられていたのである。

このことは、当時の指導的・代表的な独占資本論の文献がいずれもトラストの専横に対する道義的な反感と憤怒を卒直な筆致で敘述する、いわゆる「曝露もの」としての性格をもち、かつこの程度を越えていないという理論的な低さのなかに明瞭によみとれる。われわれはこれを例えば農民運動の指導的イデオログたるヘンリー・ジョージの「進歩と貧困」⁽²⁶⁾の論調において、さらには社会主義的といわれたシカゴの思想家ヘンリー・ロイドの「公共の富に對立する富」におけるスタンダード・オイル誹謗の態度において具体的に指摘することができる。また同様なことは当時にあつて社会改良の正道として「トラストの社会化」を主張した、社会改良主義の代表的学者リチャード・イリーの独占組織反対の論旨のなかにさえ見出すことは困難ではない。ちなみに、彼はトラストとその弊害が「競争の結果ではなく、競争の欠如の結果である」と論じ、独占の形成が競争の必然の所産であることに気づいていない。

このような経済思想から「国家は不公正な競争抑圧の諸手段

―取引制限行為を禁止することによつて、独占の形成を阻止せねばならぬし、またそれは可能であること、及び法を犯して形成された独占は解体せねばならぬこと」、等の結論が生じてくることは怪しむにたりない。そしてシャーマン法はとりもなおさず、かかる経済思想の所産にほかならない。

またかかる経済思想―独占観によれば、独占は自由競争によつて、すぐれた事業方法をとるものが、自然に劣者を排除することによつて形成されるものではなく、正常な方法以外の競争抑圧行為という個人的不当行為によつて形成されるのであるから、⁽²⁹⁾このような行為は当然に違法である。この反面、正当な方法で企業規模を拡大する行為は違法ではなく、また獲得された規模はいかにそれが巨大であつても、不公正な競争抑圧の手段として利用されない限り違法ではない、という条理の原則が帰結されることになる。換言すれば、条理の原則の導入は以上のような経済思想の上になりたつシャーマン法の論理構造の必然的帰結であるといえる。この意味において前述の独占企業排除・対策の無力さということとは、シャーマン法そのものの性格に深く根ざしているといわざるをえない。

われわれは次に一歩たちいつて、かかる反トラスト法の経済

思想——独占観の形成が決して偶然ではなく、それはそれに照応する社会的基礎をもつていたことを考察したいと考える。

- 註 (22) Toulmin, A Treatise on the Antitrust Laws, Vol. I. P. 254. *Passim*.
- (23) Levitt, The Dilemma of Antitrust Aims, (*Am. Econ. Rev.* Dec. 1952).
- (14) Hamilton and Till, Antitrust in Action, P. 6.
- (25) H. C. Simmons, Economic Policy for a free Society, P. 130.
- (26) Henry George, Progress and Poverty, London, 1919, P. 137. 例えは次のような調子である。「あたかも、盗賊が集団強盗をやり、盗品を分配するために結合するのと同じように、鉄道の諸幹線は料金を引上げ、その収益をプールするために結合し……」。
- (27) Henry D. Lloyd, Wealth Against Common Wealth, 1894. 該書の紹介については小原敬士「アメリカにおける独占資本論争史」(経済思潮・第一二集)所載に詳し。
- (28) R. T. Ely, Socialism and Social Reform, 1894. P. 22—6.
- (29) Adelman, Integration and Antitrust Policy, (*63. Harv. L. Rev.* 1949. P. 27).

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

四、反トラスト政策の社会的基礎

独占を単なる個人の不当行為の所産であると考えるシャーマン法の独占観は、形成期の独占資本が、産業界の盗賊の頭目たる (robber barons) と呼ばれたことへ、いづれも不正な掠奪的・競争抑圧的手段を援用した事情、及びそうした競争抑圧的手段に対してなされた反トラスト運動の推進主体が農民にあったことを考えると、容易に理解することができる。

周知のように一九世紀後半における同国の独占形成は鉄道業から始まったが、このさい独占形成の槓杆となつたのは運賃プール、貨物料金率の不正な差別操作、鉄道株の操作等々であつた。⁽³⁰⁾ 鉄道の建設・合同はとりわけ投機利得の獲得をめざして行われ、いわゆる水増株の発行は鉄道経営の常套手段であつたが、そのような水増株に対する配当要求に応じるためにも、会社は運賃率を引き上げねばならなかつた。しかもその引き上げの負担は形成期の鉄鋼業や石油業における大資本の負担するところとはならず、中小の弱小資本やとりわけ農民の上に転嫁されたのである。⁽³¹⁾

アメリカにおける反独占の運動は、かくてまず農民の鉄道独

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

九四

占に対する反対運動という形態をとつて出発した。いわゆる「グレンジャー運動」といわれるものがこれである。そして一八七一年のイリノイ州の立法をはじめとする中西部大農業州における鉄道料金の法律による規制、さらには八七年の州際通商法の制定は、この運動の圧力によつてなされたものであつた。⁽³²⁾

次に工業独占については、もつとも早くから独占が形成されていたのは、石油および砂糖の両トラストであつたが、例えばスタンダード・オイルの蓄積の積杆となつたものは、油田地帯を通過する鉄道会社と協定することによつて獲得した不法な割戻、その他のいずれ劣らぬ不正な競争抑圧の手段であつた。⁽³³⁾

これに対する反対運動の主体も鉄道独占の場合と同様農民であつた。彼等の最初の目標は地方鉄道と倉庫業の独占を抑制することにあつたが、次第に農民問題の特殊な解決よりも、むしろ全般的解決を企図するにいたつたのである。⁽³⁴⁾ また彼等の運動は当初は急進的と評されていたが、本質的にはむしろ保守的なものであつて、独占が生んだ社会的生産手段の私有の廃止を綱領とするようなものではなく、直接立法を通じて、個人の自由、機会均等の原則を表現しようとしたものである。⁽³⁵⁾ ハッカ―は農民運動を次のように説明している。「農民諸党が州議會

の支配権を獲得したときでさえ、それは決して急進的なものではなかつた。……農民たちは資本主義制度の財産関係を破壊しようとして戦つていたのではなかつた。ときたま達成された労働者との同盟は、徹底したもので、永続的なものでもなかつた。アメリカの土地所有農民は産業企業家と同じく一種の資本家であつて、彼は市場で売買を行い、機械・設備を保有し、クレジットを利用し、また自分は隠退して或は地主、或は金利生活者として、他人の労働の生産物で暮してゆける日を夢みていた」。

それゆえシャーマン法成立の年、西部の農業者同盟が三名の下院議員及び五〇名の下院議員を選出し、反独占運動を前進せしめ、一八九二年にポピュリスト党が結成されたことに対してさえ、ジェームズ・アダムズでは「西部のこの叛乱は……民主主義の線に沿える純真なる推進力として考慮される必要がある。それは財産への攻撃ではなしに、ただ財産が恵福とはならず、一般人類にとつての威嚇となることを恐れて、人類の権利が財産権と歩調を一にすることを要求したのであつた。それはフロンティアが生じて以来、そのいづれもがアメリカ資本主義に対してつくした特種の貢献と全く軌を一にするものであつ

た」と説明する⁽³⁶⁾

以上のごとく、反トラスト立法は独占を自由競争の必然的所産として認識し、その社会化を要求する近代の労働運動の成果としてではなく⁽³⁷⁾、「民主主義の線に沿う純真なる推進力」、換言すれば西部農民の機会均等主義からの独占の横暴に対する道義的批判の産物として出現したものである⁽³⁸⁾。われわれはここに上述のシャーマン法の特異な経済思想の社会的支柱を見出すことができる。

ところでこのような西部農民の機会均等主義の基礎は、周知のように「地価の低い未占有の辺境地方」⁽³⁹⁾の存在という特異な社会的環境によつて形成された独立小生産者である。従つて十九世紀末、最後のフロンティアが開拓され終り、大資本と労働者との階段分解が急速に進展するとともに、独立小生産者のイデオロギーもその基礎を弱めてゆかざるをえない⁽⁴⁰⁾。われわれはその反映を九〇年代末期からのトラスト擁護論の擡頭のなかにみてとることができる⁽⁴¹⁾。

他方独占資本も、その形成の初期的段階においてこそ、不正な競争抑圧の手段を援用する必要があつたが、ひとたび独占資本としての地位を確立するや否や、必ずしも常に、その維持

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

・拡大のために特別の不正な競争抑圧の手段を必要としなくなる。その単なる存在自体がより小なる競争者に非協力は自殺に等しいことを、充分に警告しうることによつて、すでに競争制限的であるからである⁽⁴²⁾。また異種産業の巨大会社が一つのインタレスト・グループの傘下に集中され、全体として垂直的結合の形態をととのえるや、この企業は事業の多様化を利用し、或は輸送・分配業務・原材料・技術の提供面において、或は資源の確保・外部資本の調達・巨大企業間の連絡において、有利な地位にたち、さらに政治・財政・公共関係での利便等により、たとえ特定分野で独占力を有しなくても、また外部競争者に特別の抑圧手段を講じなくても、結果的には競争者を抑圧し、取引制限をもたらすことになつている場合が多いからである⁽⁴³⁾。われわれはすでにその著例をブランドアイスのモルガン・グループに対する敘述のなかに見出すことができる⁽⁴⁴⁾。

ところで以上のようなシャーマン法の支柱となつた社会的階級的基礎の弱体化、他方における独占—金融資本の本格的確立は、シャーマン法を一つのアナクロニスティクな存在に転化させざるをえない。上述の条理の原則の導入はこの事実の反映であるといえよう。

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

すなわち独占を個人的な不当行為の所産とするシャーマン法の論理的帰結たる条理の原則は、*Robber barons* が影をひそめたこの段階―金融資本確立後にあつては、規模の巨大さではなく、競争方法の公正・不公正を問うことによつて、格別に不正競争手段をとらなくても、その存在自体が競争制限的である巨大企業を「よいトラスト」として容認する役割を演じるのほかはなかつたのである。

以上われわれは反トラスト法に条理の原則が導入されたこと、それが競争方法の規制法に矮小化されていつたこと、かくて独占企業排除―解体政策たるの実が失われたことを、シャーマン法の論理構造と、社会的基礎の両側面から概括的に述べた。

ところでこの反トラスト政策の独占対策としての実質喪失過程、換言すれば反トラスト法の競争方法規制法への矮小化ないし転落過程のなかにこそ、問題とする反トラスト政策が今日なお命脈を保ちつつある原因が存在するのである。それではそれはどういつた意味においてであるか。そしてこの場合その社会的支柱はいかなるものとして把握されるか。

九六

註 (30) 拙稿「鉄道業における独占形成と投資金融」経済論叢第七三卷・二号所載を参照されたい。

(31) 一八六九年、東部での七六セントの小麦売却に対し、西部の農民は運輸のために五二セントを支払わねばならなかつた。しかも穀物用荷揚機・貯蔵施設その他は往々、鉄道によつて独占され、農民はかかる施設の利用に対しても、独占価格を支払わねばならなかつたのである。

(32) S. J. Buck, *The Granger Movement*, P. 286.

(33) スタンダード・オイルの不正な競争手段について述べた文献は原書、邦書とも枚挙にいとまないが、とりわけ邦語文献としては鎌田正三「アメリカの独占企業」四八頁以下を参照されたい。

(34) 阿部源一・前掲書四四七頁参照。

(35) L. M. Hacker, *The Triumph of American Capitalism*. 訳本下・二五五―六頁。

(36) J. T. Adams, *The Epic of America*. 訳本・四五七頁参照。

(37) 反トラスト運動は労働者よりも農民の間から生れた。これが労働者に波及してゆくのにはシャーマン法制定以後のことである。このさい一八九二年の西部・南部の農民と、東部の労働者を結びつけるため結成されたポピュリスト党がその指標となる。しかもこのとき、労働者が独自の政党をつくり、独占の生んだ生産手段私有の廃止を主張するような動きはない。この主

要な理由は階級がまだ固定せず、流動していた点に見出される。ちなみにマルクス「ルイ・ボナパルトのブリュメール十八日」マル・エン選集・第五巻・下・二九三頁参照。

- (38) シャーマン法が西部に対する有和策と呼ばれる所以である。ちなみに同法は当時両院を支配していた共和党が、第一議会の主たる任務であつたマッキンレー閣税法による関税の未曾有の引上げに主力を注ぎ、同関税法がトラストを擁護するとの反対を顧慮して、わずかに五日半の討議の後、一票の反対だけで通過させたものである。

(39) ションソン述、高木・松本訳「米國三偉人の生涯とその史的背景」一一—二頁。

- (40) Harold J. Laski, *The American Democracy*, について「自由企業の代表者たちが、いつも倦まず歌いつづけている自由企業への讃歌は、ある点に達すれば、アメリカの経済生活では、ずつと前に時代おくれとなつた原則への讃歌として自らを示さざるをえない。……一九世紀末において、最後のフロンティアに達するまでは、それはあらゆる挑戦を勝ち誇つて退けることができた。その弱さは、その体系を認められるものとした条件が、明かに急速な変化を示したとき、なおその永遠の有効性をよそはつてゐるといふ点にある」。

- (41) Gorge Gunton, *Trust and The Public*, 1899;
John R. Dos Passos, *Commercial Trust*, 1901;

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

John Moody, *The Truth About the Trust*, 1904.
なおこの間の事情については小原敬士・前掲論文に詳し。

- (42) Walter Adams, *The "Rule of Reason"*, (63 *Yale L. Rev.*).

- (43) C. D. Edwards, *Maintaining of Competition*, P. P. 99—108.

- (44) L. Brandeis, *Other Peoples Money and How the Bankers Use It*, P. P. 24—54.

「54 New York, New Haven and Hartford 鉄道が、モルガン商会に社債を起し、モルガンはキャランティール・トラスト会社から借入れた資金をもつてこれに應じ、ニュー・ヘヴンはその資金をもつて、U・S スチールよりレールを買入れ、U・S スチールはその代価をもつてジェネラル・エレクトリック会社から電気機械の供給をうけ、後者はウェスタン・ユニオンテレグラフ会社と取引をなし……上記各社はすべてモルガン、またはそのパートナーが重役として支配権を振つてゐる。またその証券が発行されるときは、すべてモルガン商会の手を通じて行われ、さらにその資金はモルガン諸銀行に預金されている。かかる状態のもとにおいて、真の意味の売買、競争の如きものが全く問題とならないことは、明かである」。

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

九八

五、反トラスト政策の現段階的意義

アメリカ資本主義が独占段階にはいつても停滞固定せず、競争が活発であることについては、多くの論者によつてすでに指摘されているところである。

例えばカプランは巨大企業（一〇〇会社）の一九〇九年から四八年にいたる総資産の変化をしらべ、巨大企業といえども競争は活発であり、その栄枯盛衰はまぬがれ難いことを、数字をもつて立証している。⁽⁴⁵⁾すなわち一九〇九年の一〇〇大会社の総資産を一〇〇とすると、そのうち、鉄鋼会社が第一位で三〇％、以下非鉄金属・食糧品・輸送設備・石油・民間輸送業・化学・石炭・煙草・電気設備・繊維の各会社の順になつていたが、四八年には、石油会社が第一位で二九％、以下輸送設備・鉄鋼・化学・電気設備・非鉄金属・食糧・煙草・ゴムの各会社の順となり、石炭・民間輸送業の没落、石油・化学・電気設備の躍進、映画産業の新進出などの著しい変化を記録している。さらに各産業別にこれをみても、鉄鋼業では一九〇九年一〇〇大会社中、一三社を数えたが、四八年には九社を算するにすぎず、しかも九社中、五社は新しく進出した企業である。非鉄金属

産業においても一九〇九年における一〇〇大会社中の一三社は四八年に五社が残存するのみとなつてゐる。全般的にみても、一九〇九年の巨大会社一〇〇社中、四八年に残存したものは三六社を数えるにすぎない。このことは巨大企業といえどもその地位を保持するのがいかに困難であるかを物語るものである。⁽⁴⁶⁾

さて独占が固定化しないということは、独占の弊害が小であることと表裏の關係をなしている。この点に関しシュンペーターは「創造的破壊」が独占段階に達したアメリカにも作用し、独占は固定化せず、独占による生産停滞の事実は見出し難いとしてこれを明快に論じている。「生産増加率は少くとも製造工業においては、最大規模企業が優勢になり始めたと考えられる九〇年代以後少しも減少してゐないこと。すなわち総生産量の時系列の動きには趨勢の中断を暗示するようなものはないこと。とりわけ重要なことは、大衆の現代の生活水準は比較的拘束なき大企業の時代に上昇したことを指摘せねばならぬ」と述べている。⁽⁴⁷⁾

彼は独占による生産制限のみならず、品質低下、生産費上昇、価格引上げ等々をすべて否定し、独占企業間の潜在的競争の脅威のゆえに、それらの企業もたえず能率を高め、サービスを改

善すべく強要されているとし、その例証として自動車工業、人絹工業、アルミニウム工業等を取りあげている。

要するに彼は、アメリカにおける独占企業の活動のなかに独占の弊害を認めず、いわば「よいトラスト」の面のみを認め、総生産の増加率が停滞しなかつたこと、生産費がかえつて低下したこと、多数小企業の競争による社会的浪費から救われたこと、不況に際して価格機構の崩壊を防ぎえたこと、等々の功績を讚美しているのである。⁽⁴⁸⁾

勿論、シュンペーターとは反対に独占企業を攻撃する論著も少くない。例えばトラスト形成の初期の歴史を追究したジョーンズ及びジェンクスは、各トラストがその結成にあつて、いずれも企業の能率を高め、コストを引き下げて価格を低下せしめると宣言したにもかかわらず、結成後は価格引き上げを実現し、ないし引き下げ阻止に成功した実例を明かにしたし、⁽⁴⁹⁾ またヴェブレンも技術的進歩による生産費の低下が独占企業の価格つり上げ政策によつて相殺されていると論じている。⁽⁵⁰⁾ ただしジョーンズの場合はトラスト形成の初期段階に関するものであり、ヴェブレンの場合は精密な計算はされておらず、実証は困難である。

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

われわれもヴェブレンの指摘するような面が存在しないことを断言するに足る資料をここに提示することは困難である。ただ上記のシュンペーターをはじめとする最近のアメリカにおける実証的研究—いまだ断片的ではあるが—の示すところによれば、アメリカにおける独占企業が、比較的「よいトラスト」の一面をもつていることは否定し難いように思われる。

ところでシュンペーターの指摘するような「よいトラスト」の面は、生産量・価格・販路等の協定といつた反トラスト政策で禁じられている競争抑圧の諸手段が、公然と採用された場合、果して実現されたかどうかは頗る疑問とせねばならぬ。このことは、例えば市場統制が違法であると判決をうけた商工組合が、従来のカルテル活動を廃止し、調査・研究・統計・標準化等の建設的な事業を中心に活動するようになり、競争を抑圧することから逆に、競争能力増進に重点をおくようになったというような積極的な事例が数多く存在することを以て、或る程度実証できるのではないかと考えられる。

前述したごとく、巨大企業はその巨大さという点だけで既に充分に競争制限的であることは事実であるが、その上に不公正競争手段・競争抑圧手段が公然と採用されたならば、「悪いト

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

一〇〇

ラスト」としての傾向が露骨に現われたであろうことは否定できないと考えられる。

いまこれを問題の反トラスト政策との関連で敷衍するならば、シャーマン法は競争方法の規制法に矮小化され、その胎内から条理の原則を生み出したが、かくすることによつて、確立した独占企業を「よいトラスト」として容認するの役割を演じるとともに、他方ではその競争方法を規制し、かくてトラストを絶えず「よいトラスト」へと導く導きの糸としての制度的異件として存在しているという面があることは肯定さるべきであらう。

以上は競争方法の規制を通じて、独占の弊害を除いているという側面に関するが、さらにわれわれは一步を進めて、反トラスト政策が条理の原則により、「よいトラスト」を容認しているということの積極的側面について考察したい。

周知のごとく、リリエンソールは現在のアメリカ経済の推進力は「同一の用途をもつ異種類の物資生産者間における競争」であるとし、アルミと銅の競争関係を述べているが、⁽⁵²⁾カプランもアルコア・レイノズル・パーメントの三社でアルミ総生産高の一〇〇%を供給するという、典型的なビッグ・スリーによ

るオリゴポリの形態をとるアルミ産業をとりあげ、かかるオリゴポリの形態をとる産業にも活発な競争の存在することを実証した。⁽⁵³⁾

すなわち一九二〇年にはアルミは輸送産業部門に、その生産高の五〇%が使用されていたが、自動車のボディ用アルミが鉄鋼にとつかわられたため四八年には二一%に下落した。送電線部門においては一九〇九年には銅が約七〇%（送電線市場の）をしめたに対し、四八年にはアルミが六五%をしめ、銅とアルミの地位が逆転した。このほかアルミは、鉛・錫・木材等と激甚な競争関係にある。そしてかかる競争にうちかつたためには、かならずコスト切下げの努力がなされねばならぬ。アルミの銅に対する勝利はアルミ価格の下落と結びついている、と述べる。しかも銅はアルミの典型的なオリゴポリに対し、多数のメーカーを有している点に注目し、彼はここから、「一代用資材を生産する会社の存在は、同種産業の他の会社よりも競争を活発ならしめる」ことを結論しているのである。

ところで、かかる異種産業間の競争には、巨大企業のみがよくその推進者たりうることは、現在のテクノロジーの異常な発達による大規模の科学的研究を遂行し、これを工業化しうるの

が大企業のみであるという、現代技術の特質を考察しただけでも首肯されよう。

このことは異種産業部門間における「新しい競争」の場合にのみ限らない。いま問題を独占段階における新技術の採用という点から、一般的な形で考えるところでも、それらの新技術は大企業の形態を決定的に有利なものとする。歴史的にみても、例えばU・Sスチールの成立過程をみるに、企業合同のつど常に一貫作業体制へと技術形態が発展していること、ゼネラル・エレクトロニクスについてみても、電球から発電機・合金にいたるまで、それぞれの技術形態には多様なものがあるにもかかわらず、互に錯綜した関係があり、規格の点からも、新製品の製造の面からも、これらを総合的に生産した方が有利となり、同社はまさにかかる多角経営への指向を示してきたこと、また企業合同のつど、総合的な生産組織や、すぐれた工学研究の組織が発展してきたこと、等はこのことを物語るものである。⁽⁵⁴⁾

産業革命当時においては、例えば紡織工業や工作機械工業にあつても、それらの技術的形態では銑削一貫作業のように経営が巨大化する必然性がなく、電気機械・化学工業等のみられるごとき多角的経営や高度の工学研究組織の形成を決定的に利益

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

とする必然性はない。またそうしたことは小資本をもつてしては不可能である。しかし一九世紀末より二〇世紀にかけての新技術は大企業によつてのみ採用されることができ、逆に、大企業は資本の集積・集中―独占という形で自己を再編成することなくしては、新しい技術やそれを要素として出現した生産力をつかひこなせなかつたのである。

ガルブレイスは独占企業（オリゴポリの形態での）こそ技術的進歩を受け入れる最適の構造をもつと述べているが、⁽⁵⁵⁾ 以上の点に着目するとき、その見解もまた卒直に首肯されるべきものがあるように考えられる。

勿論、かくいえばとて、われわれは独占企業が技術的進歩を阻止する場合のあることを全く否定するものではない。レーニンは「ただ一時的にもせよ、独占価格が行われると、それに応じて或る程度まで、技術的進歩に対する刺戟が消滅し、人為的に技術的進歩を阻止するという経済的可能性が生じてくる」と⁽⁵⁶⁾ し、オーエンズの自動製パン機械の特許がドイツのカルテルによつて買収され、にぎりつぶされた例をあげている。同じような例は、バーナルやリリーによつても詳細に述べられている。⁽⁵⁷⁾ そして、レーニンの場合は、これをもつて独占資本主義段階の

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

重要な特徴の一つ、すなわち資本主義の腐朽化をしめすものであるとしている。

われわれも独占資本主義のこのような面を否定するものではないが、同時に独占資本こそよく競争の推進者たりうるという上述の側面も否定できない。しかもこの場合レーニンが技術的進歩を人為的に阻止する条件としている独占価格形成の槓杆たる価格協定その他は、競争方法規制法に矮小化された反トラスト法が、当然に違法としている点に着目すべきである。

以上のごとくみてくるならば、巨大企業は経済的進歩の必然的所産であるとともに、その推進者であるというべく、この点、巨大企業をその巨大さのゆえをもつて違法としないという条理の原則はまさしく、当をえたものといえるであろう。

以上を要するに反トラスト政策は、独占企業排除対策としての無力化―条理の原則の導入を通じて、経済的進歩の推進者たる巨大企業を擁護し、競争方法の規制法への矮小化を通じて、それら巨大企業間の「独占的競争」を促進させる制度的条件として生き、かくてアメリカ資本主義の現実に密着しつつ、その固定・老朽化を阻止する役割を演じているのである。ここに反トラスト政策の現段階的意義があり、同時に今日なおこの政策

が命脈を保ちつつある所以が存する。

一〇二

- 註 (45) A. D. H. Kaplan, *Big Enterprise in the Competitive System*, を見よ。
 (46) Kaplan, *ibid.* P. 13.
 (47) Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, 3rd. ed. P. 81. 訳本・上・一四四頁。
 (48) *ibid.* P. 102. 同一七九頁、参照。
 (49) E. Jones, *op. cit.*, P. P. 500—530.
 (50) T. Veblen, *Absentee Ownership*, P. P. 372—3.
 (51) Foth, *Trade Association: Seager and Gulick, Trust and Corporation Problem*, P. P. 304—7.
 (52) D. E. Lilienthal, *Big Business*. なお加藤良雄「米国の大企業と反トラスト法」*関経連叢書*・40 参照。
 (53) Kaplan, *op. cit.*
 (54) 星野芳郎「現代日本技術史概説」八付現代技術史学の方法▽参照。
 (55) J. K. Galbraith, *American Capitalism*, chap. 7. 訳本・一一四—二四頁。
 (56) レーニン「帝国主義論」二巻選集・一八八—一九頁。
 (57) パーナル「科学の社会的機能」。リリー「人類と機械の歴史」参照。

六、結 び

反トラスト政策は、アメリカ独占資本の形成期にスタンダード・オイルに対する鉄道の差別運賃制に典型的に表現されたところの独占資本がとつた横暴と、掠奪的・不正競争手段に反対する農民運動と、それを中心とする中小企業者、一般消費者の輿論の圧力によつて形成されたものであつた。この場合反トラスト政策の理念とする自由競争擁護の、自由とは、農民・中小企業者のそれであり、競争とは、彼等と工業の大資本をも含めたすべての者の間におけるそれであつた。

しかしそのような自由は金融資本の確立後はもはや軽視されるをえず、またそうした競争はもはや存在せず、巨大企業間のいわゆる「独占的競争」にその席をゆずらざるをえない。従つてシャーマン法制定当時と同様な反トラスト政策の支柱を現段階にもとめるならば、そうした支柱は極めて弱化しているといわざるをえない。グリスウオードは「一八七〇年代頃までは、アメリカの農業はいまだ本質的にジェフソン主義的であつたことが明白である。この制度は合衆国の産業革命とともに歩調を揃えて……崩壊していつた。……一八七〇年から四五年まで

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格(越後)

に、わが国の農業人口は全人口の七五%から一七%に減少し、農業従事者数は勞働総人口の五三%から一五%以下に低下した。……この数字は一見して、アメリカ民主主義の全機構が、農業の基盤からはみ出して成長してきた程度を示してきた」としていることは注目し得る。⁽⁵⁸⁾

工業分野における中小企業についても事態は同様である。もつとも中小企業は大企業の成長にもかかわらず、依然として無数の職業分野に存在し、その数は極めて多いこと、そしてそれは時として大企業よりも急速に生成しつつあること等を示す実証的研究は多い。⁽⁵⁹⁾しかしそうした中小企業は巨大企業によつて或は供給者として、配給業者として、或は下請業者として利用されている場合が多く、巨大企業と対等の立場で自由競争を行つているとはいえない。

反トラスト政策は現段階においても、なおかつ小ブルジョア的民主主義を理想とする農民や中小企業者の階層の支持をえているとしても、それは反トラスト政策の現段階における最大の支柱ではない。反トラスト政策が今日なお維持され、その理念が讚美されている所以は、その擁護さるべき自由が、もはや農民や中小企業者のそれではなく、巨大独占企業のそれにはかな

アメリカにおける反トラスト政策の基本的性格（越後）

一〇四

らないからである。条理の原則の導入による巨大企業の法認は、何よりも明白にこれを反映するものであつた。

勿論、個別的独占企業にとつては反トラスト政策は邪魔物である。彼等は部下の法律家に、どうすればその適用からまぬがれられるかを、絶えず検討せしめている。しかも彼等はこの政策の精神を讚美し、独占資本総体としてはこの政策を維持している。それは、これによつて独占的競争が活発になり、その停滞化がすくわれ、これによつて体制の維持が可能になつてゐるという事実が存在すること、そしてこの事実を認識してゐるからにはかならぬ。この意味において反トラスト政策の支柱は独占資本そのものであり、自由企業の擁護とは独占資本主義体制そのものの擁護にはかならぬといえよう。

註 (38) A. W. Griswold, *Farming and Democracy*, P. 22.

(39) 例へば Warren Nutter, *The Extent of Enterprise Monopoly in the U. S. 1899—1939*; Kaplan, *op. cit.*, その他文献は多い。

執筆者紹介

正井敬次	本學名譽教授
澤村榮治	本學教授（經濟學部）
東井正美	本學助教授（經濟學部）
越後和典	本學助教授（經濟學部）